

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 6 月 23 日

全国健康保険協会 京都支部
支部長 矢田 久雄

1. 調達内容

(1) 調達件名

全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借および保守契約一式について

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書等による。

(3) 納入期限

仕様書による

(4) 納入場所

仕様書による

(5) 入札方法

入札書を受領期限内に提出した者であって、全国健康保険協会会計規則に基づき作成した予定価格の制限内で最低価格をもって有効な入札書を提出した者を契約の相手方とする。なお、納品先までの運送費その他一切の費用も入札金額に含むこと。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（合計額）をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」において、いずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料の未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がない者であること）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (5) 仕様書等にある条件を満たしている者であること。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3. 仕様書等の交付、入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書・仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1F
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ 早田
電話 075-256-8630

- (2) 入札書等の受領期限及び場所
期 限 平成 29 年 7 月 5 日 (水) 午後 3 時 00 分
(※郵送する場合も、上記日時までに必着とする。)
提出場所 上記 3 (1) と同じ

- (3) 開札の日時及び場所
日 時 平成 29 年 7 月 6 日 (木) 午前 11 時 00 分
場 所 全国健康保険協会京都支部 大会議室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
全額免除とする。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を平成 29 年 7 月 5 日午後 3 時 00 分までに企画総務グループに提出しなければならない。
入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会京都支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第 23 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 詳細は仕様書等による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

入 札 説 明 書

全国健康保険協会京都支部における
デジタル印刷機賃貸借及び保守契約一式について

全国健康保険協会京都支部

この入札説明書は、本件調達に係る一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、本件調達契約に関し熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 契約担当者等

全国健康保険協会京都支部長

2 調達内容

(1) 調達案件及び調達数量

全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借及び保守契約 一式
(デジタル印刷機 1 台分)

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

仕様書等による。

平成 29 年 8 月 1 日（火）の段階で、使用可能な状態となっていること。

(4) 設置場所

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1 階
全国健康保険協会京都支部

(5) 入札方法

入札は月額単価にて行う。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の最低価格落札方式にて行うので、下記事項に留意すること。

- ① 仕様書に規定する賃貸借費用、保守、運搬、設置及び既存機器の回収廃棄等一切の諸経費を含めた金額にて行うこと。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって、落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額(税抜額)を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 3 年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者。
(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質

若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 競争参加者は次の資格を有すること。

(ア) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(イ) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(7) 仕様書等にある条件を満たしている者であること。

(8) 入札にあたっては、仕様書等にある条件を満たしている者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1F
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ (担当) 早田
電話 075-256-8630

(2) 仕様書内容についての質問の問い合わせ先

受付期限 平成29年7月4日 午前10時00分

受付先 全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ (担当) 早田
電話 075-256-8630 FAX 075-256-8670

※セキュリティ上の都合で、ご質問についてはメールで受付をしておりません。誠に恐れ入りますが、ご質問は電話か FAX でお願いいたします。(FAX の場合は様式自由) なお、FAX でご質問をお送り頂く際は、電話番号・FAX 番号を明記して頂きますようお願いいたします。

(3) 入札書等の受領期限等

期 限 平成 29 年 7 月 5 日 (水) 午後 3 時 00 分

(※郵送する場合も、上記日時までに必着とする。)

提出場所 上記 4 (1)と同じ

(4) 入札書の提出等

- ① 入札にあたっては、契約書例「乙」(賃貸者)の名義にて入札書を提出すること。
- ② 入札書は<別添 1>の様式にて作成し、直接提出する場合には封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名 (法人の場合はその名称又は商号)、宛名及び「平成 29 年 7 月 6 日開札[調達案件名]入札書在中」と記載しなければならない。(別添 1-2 の入札書封入見本を参照のこと。)
- ③ 郵便 (書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮に「平成 29 年 7 月 6 日開札[調達案件名]入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、初度入札書在中の封筒には「1 回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2 回」から順に回数を記載して、それらをまとめて表封筒に入れ、上記 4 (1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 入札者は、その提出した入札書の引替え、変更又は取消をすることができない。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を押印 (外国人の署名を含む) しておくとともに、上記 4 (1)宛てに平成 29 年 7 月 5 日 (水) 午後 3 時 00 分までに<別添 2-1>による代理委任状を提出しなければならない。

なお、入札の委任にあたっては、契約書例「乙」に該当する者が行うものとし、「乙」から「丙」への委任を行うことはできないものとする。

- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼

ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

日 時 平成 29 年 7 月 6 日 (木) 午前 11 時 00 分

場 所 全国健康保険協会京都支部 大会議室

(9) 開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、契約担当者等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1 回目の開札後、引き続き 2 回目以降の入札を行う。(2 回目以降の入札書は、その場(開札会場)で受領する。(郵便により、事前に受領している場合を除く。))

なお、再度入札しても落札者がいないとき等は、再度公告のうへ一般競争入札により改めて入札を行うか、適当と認められる者と随意契約する。

- ⑥ 入札書提出後、辞退する場合は、開札時刻前までに、<別添 6>「辞退届」を提出すること。落札決定後の辞退は、違約金が発生する場合があるので注意すること。
- ⑦ 開札時の立会にあたって、契約書例の「乙」に該当する契約者また「乙」より委任を受けた者とする。なお、契約書例の「丙」または「丙」の従業員等が立会を希望する場合には、「乙」または「乙」より委任を受けた者が立会を行う場合に限り「丙」または「丙」の従業員の立ち会いを行うことができるものとする。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記 3 の競争参加資格を有することを証明する書類を上記 4 (1)宛に 平成 29 年 7 月 5 日 (水) 午後 3 時 00 分までに提出しなければならないとともに、封印した入札書を上記 4 (3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、全国健康保険協会事務担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 競争参加資格の確認のための書類等

- ① 競争参加資格の確認のための書類は別添 2-1～別添 5 の様式により作成する。

- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 全国健康保険協会京都支部長等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認められない。

(4) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 上記5に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、上記3の競争参加資格及び仕様書等の要求条件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が全国健康保険協会会計規程第23条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、落札者の決定を保留し、入札を終了する。
- ② 上記①のただし書きに該当したときは、入札を行った者に対し当該入札価格にかかる調査を行うこととなるので、調査にあたっては協力すること。
- ③ 上記②の調査の結果、落札者を決定した場合は、全ての入札者に後日書面をもって通知するものとする。
- ④ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ⑤ 入札後、落札者が契約を締結しない場合、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合には、まず、契約の相手方が全国健康保険協会京都支部長より送付を受けた契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを全国健康保険協会京都支部長に提出しなければならない。ただし、全国健康保険協会京都支部長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。更に全国健康保険協会京都支部長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 契約の相手方が上記②に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。この場合において、契約の相手方は、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として全国健康保険協会京都支部長に納めなければなら

ない。

- ④ 上記②の場合において、全国健康保険協会京都支部長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ⑤ 全国健康保険協会京都支部長及び契約の相手方が契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (6) 支払条件
＜別添7＞契約書（案）による。
- (7) 入札結果の公表
一般競争入札の入札結果は、全国健康保険協会ホームページ上、および京都支部掲示板に公表することとする。
- (8) 競争参加資格停止業者の公表
契約の履行に関して問題のあった事業者については、競争参加資格停止措置をとる場合がある。競争参加資格停止を行った場合は、停止期間中、当該事業者の名称、所在地、停止期間及び停止理由を全国健康保険協会ホームページ上に公表することとなるので、同意のうえ入札すること。
- (9) その他詳細規定
上記によるものの他、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、＜別添8＞「入札者心得書」によるものとする。
- (10) 契約書（案）について
契約書（案）については、物品の賃貸者と物品の保守者及び協会の三者による契約例を示している。物品の賃貸者と物品の保守者が同一となる場合には、二者間による契約書に変更するものとする。

入 札 書

(金額) 円…①

※上記は、1 か月分の消費税を含まない金額で記載すること。

(金額) 円

※上記は、①×60 か月分の消費税を含まない金額で記載すること。

【入札案件名】

全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借
及び保守契約一式について

入札者心得を遵守し、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

全国健康保険協会 京都支部
支部長 矢田 久雄 殿

住 所

法人名又は商号

氏 名

⑩

代理人氏名

⑩

【代表者→委任者】

委 任 状

私は、 _____ をもって代理人と定め

下記の権限を委任します。

受任者使用印鑑（ ）

記

全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借
及び保守契約一式について

平成 年 月 日

全国健康保険協会京都支部長 殿

住 所

法人名又は商号

氏 名

Ⓜ

【委任者→復代理人】

委 任 状

私は、_____をもって復代理人と定め

下記の権限を委任します。

受任者使用印鑑（ ）

記

全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借
及び保守契約一式について

平成 年 月 日

全国健康保険協会京都支部長 殿

	住	所	
委 任 者	法人名又は商号		
	氏	名	ⓐ
上記代理人	住	所	
	氏	名	ⓐ

平成 年 月 日

保険料納付に係る申立書

全国健康保険協会京都支部長 殿

平成 28 年 4 月分から平成 29 年 3 月分の保険料について、添付（領収証書（写）、納付証明書（写）又は保険料の納付が確認できる書面）の通り、未納のないことを申し立てます。

【入札案件名】

全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借及び
保守契約一式について

住 所

法人名又は商号

代 表 者 名

⑩

*領収証書（写）等を該当月分について、全て添付してください。

平成 年 月 日

リース会社及び保守対応会社届

全国健康保険協会京都支部長 殿

以下の入札案件について、物件の賃貸を行う者（以下「賃貸者」）と修理等の保守を実施する者（以下「保守者」）を以下のとおり届ける。

なお、賃貸借及び保守の契約にあたっては、賃貸者と全国健康保険協会京都支部とで締結する。保守の実施については、賃貸者と保守者とで別途契約するものとし、同契約の写しを賃貸者と全国健康保険協会京都支部との契約締結時に添付するものとするを了承する。

案件名：全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借及び保守契約一式について

賃貸者 住所

法人名

代表者

⑩

保守者 住所

法人名

代表者

⑩

デジタル印刷機賃貸借及び保守契約一式に係る
仕様確認書

① メーカー名： _____

② 機種名： _____

上記入札参加機種は、仕様書に記載の機能、性能以上であることを申し出ます。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

④

辞 退 届

都合により、下記案件の入札を辞退します。

記

案件名

全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借
及び保守契約一式について

平成 年 月 日

全国健康保険協会京都支部長 殿

住 所

法人名又は商号

氏 名

印

契 約 書 案

全国健康保険協会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）及び_____（以下「丙」という。）とは、下記案件の業務について以下各条項を契約する。ただし、賃貸物を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用及び甲に既設のデジタル印刷機 1 台を指定場所に搬入する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契 約 件 名 全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借及び保守契約一式

数 量 1 台

月 額 合 計 額 金_____円（税抜額）

（月額内訳）

賃貸借料_____円（税抜額）

保守料_____円（税抜額）

賃 貸 借 期 間 平成 29 年 8 月 1 日から平成 34 年 7 月 31 日まで（60 か月間）

契 約 保 証 金 全額免除（ただし、契約保証金は損害賠償額の予定又はその一部を意味するものではない。）

（総則）

第 1 条 乙及び丙は、この契約書のほか、甲の提示する仕様書に基づき、当該業務を信義誠実に実施しなければならない。

（契約の目的）

第 2 条 乙は、この契約に基づくデジタル印刷機 1 台（以下、「印刷機」という。）を甲に貸し付け、甲はその対価とし賃貸借及び保守の月額合計額を乙に支払うものとする。

2 丙は、印刷機が常に正常な状態で使用し得るよう保守を行い、甲の円滑な業務遂行に資するよう努めなければならない。

3 甲に既設の印刷機については、下記期限までに撤去し、指定場所へ搬入を行うものとする。

(印刷機の納入、撤去期限及び場所)

第3条 印刷機の納入期限、場所は次のとおりとする。

(1) 新設の印刷機の設置について

期 限 平成29年8月1日

場 所 全国健康保険協会京都支部

(2) 甲に既設の印刷機の撤去について

期 限 平成29年8月1日から8月10日まで

場 所 仕様書に指定する場所

(監督)

第4条 甲は、この契約の履行に関し、契約履行上の不適切な行為がある場合には、甲の指定する者（以下「監督職員」という。）に契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙及び丙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(印刷機の保守等)

第5条 丙は、自己の負担において、印刷機が常に正常に稼働するよう、印刷機の調整、修理及び部品の交換等所要の保守を行わなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由による修理の費用、又はこの契約に含まない特別な保守（印刷機の改良等）の費用は、この限りでない。

2 丙は、印刷機の保守不全に起因する故障のため甲の業務に支障をきたす恐れのある場合は、自己の負担において、ただちに同等の性能を有する印刷機を使用できるよう取り計らうものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によりその措置を講じた場合の費用は、この限りでない。

3 甲の故意により、印刷機が破損又は紛失した場合は、甲は乙に対してその損害の実費を補償するものとする。

(印刷機の管理等)

第6条 丙は、保守を行うにあたって甲の行う管理について注意を払い、印刷機の異常を発見した場合は、直ちに甲に助言しなければならない。

(印刷機の移設)

第7条 丙は、甲の都合により、印刷機の移設を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 印刷機を移設する場合は、甲は作業内容等を調整の上、移設に係る費用を丙に対して別途支払うものとする。

(甲の善管義務及び修理経費の負担)

第8条 甲は、印刷機を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって良好な環境を保持するものとする。

- 2 甲は、前項の善管義務を怠ったことにより、印刷機に損傷等与えた場合又は正常稼働しない状態になった場合は、修理又はこの印刷機と同等の印刷機の交換に必要な費用を甲が負担するものとする。ただし、損傷等が天災地変等やむを得ない事由による場合はこの限りでない。

(印刷機の返還)

- 第9条 甲は、賃貸借期間満了後、印刷機を乙に返還しなければならない。ただし、天災地変等やむを得ない事由により返還不能となった場合はこの限りでない。
- 2 甲は、中途解約により印刷機を返還する場合、乙に対し返還する旨を30日前までに文書をもって通知するものとする。

(代金の支払い方法)

- 第10条 乙は、当該月の経過後に対価の支払いを甲に請求する。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出された額の合計額とする。
- (1) 契約書記載の「月額合計額」(月額内訳の賃貸借料及び保守料の合計額)
 - (2) 前号の額に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率を乗じて得た額(以下、「消費税等額」という。)。ただし、この場合、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 2 甲は、乙の適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第11条 甲の責めに帰す事由により前条の約定期限内に甲が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで年2.7パーセントの割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した遅延利息(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を請求することができる。ただし、約定期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

(契約の解除)

- 第12条 甲は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が第22条の条項に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約を解除することができる。なお、契約が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により契約の相手方となったとき。
- (2) 第3条に定める期限内に賃貸物の受渡を終了しないとき。
- (3) 乙がこの契約の解除を請求し、その理由が正当と認められるとき。
- (4) 乙の責めに帰す理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みが無いと明らかに認められるとき。
- (5) 当該業務の遂行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) この契約に基づく検査を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙が当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) この契約の条項に違反したとき。
- (9) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (10) 乙の財産状態に著しい悪影響を及ぼす差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (11) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (12) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (13) 反社会的勢力と判明した場合。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次の各号に掲げる者をいう。
ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (14) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (15) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。

(違約金)

- 第13条 甲が、第9条第2項により契約を解除したときは、違約金として、甲は、中途解約金を乙に支払わなければならない。
- 2 甲が、第7条により契約内容の一部を解除（印刷機の一部を返還）したときは、違約金として、甲は、当該印刷機の賃貸借に係る中途解約金を乙に支払わなければならない。
 - 3 第1項及び第2項の違約金については、残期間の賃貸借料（保守に係る費用を除く。）を上限として、甲乙協議の上、決定することとする。
 - 4 前条第2項の規定によりこの契約が解除されたときには、違約金として、乙は、契約金額から履行完了部分に相当する金額を控除した額の100分の10に相当する金額（以下、「違約金額」という。）を、甲の指定する期限内に納付し

なければならない。

- 5 前項に規定する違約金額が、次条第1項及び第2項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、次条第1項及び第2項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(損害賠償)

第14条 第12条第2項の規定により契約が解除された場合において、乙または丙が甲に損害を与えた場合には、乙または丙は甲に対し、甲が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲乙及び丙は、この契約書に掲げる事項を順守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し相手方が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。乙または丙が第15条による納期の有償延期によって甲に損害を与えた場合において、その損害額が第16条の遅滞料を下回るときは、同遅滞料をもって損害賠償額とする。
- 3 本契約において、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める損害賠償額が違約金額を下回る場合については、前条の違約金をもって損害賠償額とする。

(納期の有償延期)

第15条 乙または丙が、第17条以外の理由によって、第3条の場所及び期限内に賃貸物の納入ができないときは、乙または丙は、その理由を詳記して期限内に延期を請求することができる。

- 2 甲は、前項の請求があった場合、請求に係る延期期間の短縮を求めることができる。
- 3 前二項に基づき甲乙及び丙が期限の延期に合意した場合、甲は、第12条に基づく契約解除を行わず、遅滞料を徴収して延期をすることができる。
- 4 前項の規定により納入期限を延期したことにより甲に生じた損害額が遅滞料を上回る場合は、甲は乙または丙に対し、当該上回る部分の額を別途、損害賠償として請求することができる。

(遅滞料)

第16条 前条の遅滞料は、乙の遅滞日数につきその未納分に相当する金額に年5パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第 17 条 天災地変、その他乙の責めに帰し難い理由によって、第 3 条の場所及び期限内に賃貸物の納入ができないときは、乙または丙はその理由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当と確認されたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(権利義務の譲渡等)

第 18 条 乙または丙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙または丙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙または丙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丁」という。）に債権の譲渡を行い、乙または丙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙または丙が信託業法（平成 16 年法律第 154 号）に規定する公告を行った場合にあつては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙または丙に対し反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丁は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙及び丙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丁は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙または丙と丁の間において解決されなければならない。

(一括再委託の禁止)

第 19 条 乙は、当該契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(再委託の承認及び変更)

第 20 条 乙または丙は、やむを得ない事情により、当該契約の主体的部分を除く一部について第三者に請け負わせようとする場合は、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、

再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を書面により示した上、事前に甲の書面による承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の再委託先が不適當であると認めるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適當であると判明したときは、乙または丙に対してその変更を請求することができる。
- 3 乙または丙は、第1項の承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じて甲が自ら、再委託先に対して調査等を行える条件が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を請け負わせた場合においても、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙または丙が負うこととする。
- 5 乙または丙は、第1項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙または丙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承認なくして、当該業務をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承認を得て業務を再々委託する場合について準用する。

（秘密の保持）

第21条 甲乙及び丙は、この契約の履行に際し知り得た内容を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外に使用してはならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第22条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人（乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人が法人の場合にあつては、その役員または使用人。以下同じ）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったと

き。

- (2) 乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人が刑法(明治40年法律第45条)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙若しくは丙の役員またはその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。
- 2 乙及び丙は、本契約に関して、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第23条 乙若しくは丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙または丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは丙又は乙若しくは丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙または丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙または丙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙または丙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることがで

きない。

- 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為に係る違約金額」）が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、次条第1項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第24条 第22条第1項の規定に該当した場合において、乙または丙が甲に損害を与えた場合には、乙または丙は、甲に対し甲が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。

- 第1項に定める損害賠償額が不正行為に係る違約金額を下回る場合については、不正行為に係る違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延利息）

第25条 乙または丙が第23条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙または丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（瑕疵担保）

第26条 甲は、納入印刷機について、納品検査終了後12ヵ月以内に隠れた瑕疵を発見したときは、ただちに乙に期限を指定して他の良品と引替えさせ、あるいは修理させ又は損害賠償金として甲乙協議のうえ決定した金額を支払わせることができる。ただし、当該瑕疵が乙の責めに帰すべきものであると認められた場合に限る。

（事情の変更）

第27条 甲乙および丙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙または丙と協議することができる。
- 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（支払代金の相殺）

第28条 この契約により乙または丙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙または丙に支払う代金を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 29 条 この契約について、甲乙丙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙丙協議のうえ解決するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書 3 通を作成し、三者記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 6 3 4
カラスマプラザ 2 1 1 階
全国健康保険協会 京都支部
支部長 矢田 久雄 (印)

乙

(印)

丙

(印)

デジタル印刷機賃貸借及び保守契約業務仕様書

全国健康保険協会 京都支部

平成 29 年 6 月

1. 件名

デジタル印刷機賃貸借及び保守契約業務

2. 調達内容

デジタル印刷機 1 台の賃貸借及び保守業務

3. 契約期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 34 年 7 月 31 日までの 5 年間

4. 設置場所

全国健康保険協会 京都支部

5. デジタル印刷機の機能、性能

次にあげるものまたは同等以上の新品機種であり、これらの機能が一体として運用できるものであること。

製版方法	次のいずれかによること。 ・全自動デジタル製版 ・高速デジタル製版
印刷方法	次のいずれかによること ・全自動両面ステンシル印刷 ・全自動孔版両画面同時印刷
画像解像度	読込：600dpi×400dpi 以上 書込：400dpi×400dpi 以上
使用原稿	シート原稿、ブック物原稿
原稿サイズ	最大 A 3 サイズ
用紙サイズ	片面：B 5～A 3 までが可能であること。 両面：A 4 が可能であること。
給紙容量	1, 000 枚
インク供給方法	全自動
マスターの給排版方式	全自動
その他付属品	テーブル 原稿自動送り装置 排紙台
印刷速度	片面：120 枚／分以上（A 4 の場合） 両面：100 枚／分以上（A 4 の場合）

6. 保守管理

- ① 当協会から機器が正常稼働しない旨の連絡を受けたときは、遅滞なく当協会へ技術員を派遣し、早急に復旧を行うこと。
- ② 保守対応時間帯は、原則として平日9時から17時までとする。
- ③ 本契約には修繕にかかる交換部品及び作業手数料等を含むものとする。
- ④ 当協会職員の故意または重大な過失による保守および交換部品代は、本契約に含まないものとする。

7. デジタル印刷機の設置等

デジタル印刷機の搬入、設置および使用可能な状態への設定を行うこと。

8. 設置当初の消耗品

設置当初において使用するために必要な消耗品（インク及びマスター）を付属すること。（付属する、インク及びマスターはそれぞれ3回の交換が可能な分量であること。）

9. 既存デジタル印刷機の撤去等

デジタル印刷機の設置後、速やかに既存印刷機R I C H O S a t e l i o D U O 8の回収、廃棄を受注者負担により行うこと。

返却先：〒552-0013 大阪市港区福崎 2-1-36

三愛ロジスティック株式会社（TEL06-4395-6270）

返却期限：8月10日（木）までに返却先に到着のこと。

10. 賃貸借費用等の支払い

毎月の月末において、月額賃貸借費用、保守費用および消費税等を請求し、全国健康保険協会京都支部は、請求書を受理した日から起算して30日以内に賃貸借費用等を支払うこととする。

11. 機器の使用方法の説明会の実施

設置後には、弊社内職員向けに使用手順を説明会同一日に数回実施すること。

12. 所管部署（連絡先）

全国健康保険協会 京都支部 企画総務グループ 担当：早田

住所：〒601-8508 京都市中京区烏丸六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21

電話：075-256-8630

FAX：075-256-8670

13. 仕様書の明確化等

- ① 仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握したとき、又は仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある場合には、協会と受託事業者は協議のうえ、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交わすこととする。
- ② 上記①の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、協会と受託事業者が協議のうえ決定することとする。

14. 実績及び評価結果の公表

協会は、委託業務の終了後、当該業務の実績及び評価結果（受託事業者名、契約実績額等を含む。）を協会のホームページにより公表することがある。

15. 質問の受付等

本委託業務の入札にあたり、仕様書等の業務内容の部分において質問がある場合は、平成 29 年 7 月 4 日午前 10 時までに電話又は FAX（様式自由）により、「12. 所管部署」へ照会すること。

一般競争入札に参加する者の必要な提出書類等

(全国健康保険協会京都支部におけるデジタル印刷機賃貸借及び保守契約一式について)

1. 平成 29 年 7 月 5 日(水)午後 3 時 00 分までに必要なもの

(1) 入札書 (別添 1)

※日付は提出締切日以前の日付を記入すること。

※入札書は契約書例「乙」に該当する賃貸者が入札すること。「丙」が入札者となることはできない。

※「入札書封筒記入見本 (別添 1-2)」を参照のこと。

(2) 代理人による入札の場合は委任状 (別添 2-1)

※委任状については、他社の従業員等への委任はできないので注意のこと。

(3) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格)

等級決定通知書 (写)

※契約書例「乙」及び「丙」の 2 社分の参加資格を提出すること。

(4) 保険料にかかる申立書 (別添 3) (必要書類を添付のこと)

(5) リース会社及び保守対応会社届 (別添 4)

(6) デジタル印刷機賃貸借及び保守契約一式に係る仕様確認書 (別添 5)

(7) 会社概要 (任意様式) 資本金、従業員数等のわかるもの。

※契約書例「乙」及び「丙」の 2 社分の会社概要を提出すること。

※ (1)から(7)の書類等を作成し、順番にならべて提出すること。

※ (1)の書類の日付は開札日よりも前の日付を記入すること。(2)(4)の書類の日付は書類提出日以前の日付を記入すること。

※ 書類は原則 A4 サイズにて提出すること。

※ (4)の添付書類については、直近 1 年間「平成 28 年 4 月分から平成 29 年 3 月分まで (納付月では平成 28 年 5 月納付 (引き落とし) 分から平成 29 年 4 月納付 (引き落とし) 分まで)」の全てについて、次の保険料を納付したことが確認できる書類を添付

すること。

- ・厚生年金・全国健康保険協会管掌保険又は船員保険の適用事業所においては、健康保険・厚生年金保険料
- ・健康保険組合の適用事業所においては厚生年金保険料
- ・厚生年金保険の適用を受けない個人事業所においては国民年金保険料

例) 領収証書の写し、納付証明書の写し等、保険料の納付確認ができる書類

【提出及び問い合わせ先】 全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ

2. 開札当日に必要なもの

- (1) 辞退届（別添 6）（入札書提出後に入札を辞退する場合のみ）

※ 辞退する場合は、開札時間までに提出すること。

- (2) 印鑑（再入札となった場合、登録の印鑑）

3. 注 意 事 項

- (1) 応札希望業者は数量等の確認を行い錯誤の無いようにすること。

- (2) 入札書の金額は税抜きの単価を記入すること。

※ 記入された金額等について、計算誤りがある場合は入札書を無効とするので注意すること。

- (3) 受任者は、法人（会社）の代表者から委任を受けること。

- (4) 委託業務についての詳細なスケジュール等は落札決定後に打合せを行うこと。

4. 当該入札手続き及び仕様書の内容についての問い合わせ先

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1F

全国健康保険協会京都支部企画総務グループ 早田 電話 075-256-8630